

消防職員の団結権のあり方に関する検討会（第9回）

議事概要

1 日時

平成22年12月3日(金) 21:15～22:15

2 場所

中央合同庁舎2号館7階 省議室

3 出席者（50音順、敬称略）

逢坂 誠二（座長）、青山 佳世、荒木 尚志、岡本 博、小沢 信義、
菅家 一郎、吉川 肇子、木村 裕士、迫 大助、下井 康史、辻 琢也、
人羅 格、三浦 孝一

4 議事次第

（1）開 会

（2）議 事

① 消防職員の団結権のあり方に関する検討会報告書（案）について説明

② 意見交換

（3）閉 会

5 議事の経過

○ 冒頭、事務局から、資料に基づき検討会報告書（案）について説明があった。

○ 事務局からの説明後、検討会としてのとりまとめについて意見交換が行われた。委員の主な意見は以下のとおり。

・ ワーキンググループから団結権を回復する場合の制度のあり方として5パターン示されたが、「ワーキンググループとしての考え方」はあくまで議論の素材であるとすれば、これらのパターンについては、報告書に記述するのではなく、将来の制度設計に資するものとして参考資料としての位置づけにするべきではないか。

→ 消防職員の団結権のあり方について、まさにこの検討会で議論を行っているところであり、中立的に考えれば、現行制度のままというのも一つの選択肢であるし、回復するのも一つの選択肢である。こういった趣旨から、

「団結権を回復する場合の制度のあり方についてあくまでも団結権を回復した場合に考えられる制度のあり方について考え方を整理したものである」と記述しているところであり、ご理解いただきたい（座長）。

- ・ パターンごとの課題・懸念やそれに対する対応策については、これまで検討会で議論してこなかった部分であり、検討会報告書に記述するのであれば、一つ一つ検討会において議論すべきではないか。
 - ワーキンググループから示されたパターンについては、中立的な立場から検討された成果であることから、これを報告書に引用した上で、検討会における委員から出された意見については、その後の部分に記述している（座長）。
- ・ とりまとめについて両論併記とし、その上で、団結権を回復する場合の制度のあり方についてパターンに分け、整理することについて賛成する。
- ・ パターンB-1とパターンB-2で検討課題やこれに対する対応策は、どのように異なるのか。
 - ワーキンググループに委員として参画した立場から説明すると、B-2の委員会の性格は、当局が責任をもって設置するもの。B-1の委員会の性格は、当局と職員団体が双方で組織するものという点が異なる。検討課題は、両者で共通であると考えている。
- ・ 仮に法制化する場合には、消防は地方行政の根幹であるので、国と地方の協議の場等を通じて、地方公共団体に対して十分に協議して欲しい。
 - 仮に法制化となった場合には、地方公共団体と十分協議していくことになると考えられ、誠実に対応させていただく（座長）。
- ・ 団結権を回復する場合の5パターンと消防職員委員会を改善するパターンがきっちり並び、両論併記となったことについて評価する。
- ・ 報告書案の4（1）に「以下の検討は、」との文言があるが、これは「以下4の（2）及び（3）の検討においては」との趣旨でよいか。
 - 然り。そのように報告書の本文を修正させていただく（事務局）。
- ・ 消防職員の団結権回復に積極的な立場としては、両論併記となり、悔しい思いもある。だが、立場の異なる者がいるなかで、意見をまとめるには、この案以外にないと思っており、評価したい。
- ・ 当初は団結権の回復に慎重な立場であったが、埼玉県で防災ヘリの事故もあり、危険な職務についている消防職員に団結権を回復しても良いのではないかと考えている。消防職員に団結権を与えても消防業務に支障はないと考えるが、消防団との連携には、留意が必要であると考えている。

- ・ やはり消防と警察は、サービス行政と権力行政であり、異なるのではないか。今回のとりまとめに関しては、消防の当事者として評価する。
 - ・ 消防職員の団結権の回復の是非については、この検討会の大きなポイントであり、検討会では、今日の時点でも、意見を一定の方向に集約することができなかったということは共通認識としたい。
 - ・ この検討会の報告書の趣旨は、消防職員の団結権を回復した場合に考えられる制度のあり方について議論したものであり、単純な両論併記とも違うと考えている。報告書については、よりよい方向で活かしていただきたい。
 - 報告書では、団結権を回復すべきと言っているわけでもすべきでないと言っているわけでもないと受け止めている。今回の報告書は、今後の議論に資する大きな一歩であると考えている（座長）。
 - ・ 消防行政を管理する者として消防職員の勤務条件を改善していかなければならないと考えている。政府としてもすぐに改善できるものはすぐに行うという方向で検討していただきたい。
- 以上の議論を踏まえて、座長から、本日の報告書（案）について、本日の委員からの指摘事項を修正することをもって検討会の報告書とすることとしてよいか委員にはかられ、了承が得られた。
- 最後に、座長から、各委員のこれまでの検討会への多大なる尽力に対して感謝の意の表明があり、検討会を閉じることとされた。

以 上

文責：消防職員の団結権のあり方に関する検討会事務局

（総務省自治行政局公務員部公務員課、消防庁消防・救急課）